霧島市いじめ防止基本方針

平成29年10月

霧島市

目　　次

霧島市いじめ防止基本方針の改定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
第１章　いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項・・・・・・・3
１　いじめの防止等の対策に関する基本理念
２　いじめの定義
３　いじめの防止等に関する基本的な考え方
(1)　いじめの防止
(2)　いじめの早期発見
(3)　いじめへの対処
(4)　教職員の資質の向上
(5)　地域や家庭、関係機関との連携

第２章　いじめの防止等のために霧島市が実施する施策・・・・・・・・・・・・10
１　霧島市青少年問題協議会の活用
２　霧島市いじめ問題対策委員会の設置
３　霧島市いじめ問題対策支援室の設置
４　教育委員会として実施する施策
(1)　いじめの未然防止のための措置
(2)　いじめの早期発見・早期解決のための措置
(3)　いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備と周知
(4)　いじめに関する教職員研修の充実
(5)　ネットいじめ対策
(6)　関係機関との連携
(7)　保護者の責務等を踏まえた啓発活動や家庭への支援
(8)　出席停止及び校区外通学等の手続き
(9)　学校評価・教員評価の指導
(10)　スポーツ少年団や社会教育団体におけるいじめの防止等
(11)　その他の措置

第３章　いじめの防止等のために学校が実施すべき施策・・・・・・・・・・・・13
１　学校いじめ防止基本方針の策定
(1)　学校いじめ防止基本方針の策定の趣旨
(2)　学校基本方針の内容
(3)　学校基本方針策定上の留意事項
(4)　学校いじめ防止基本方針の様式例
２　学校におけるいじめの防止等の対策のための組織
(1)　組織の設置
(2)　組織の役割
(3)　組織のイメージ
(4)　具体的な会のもち方

３　学校におけるいじめの防止等に関する措置
(1)　いじめの防止
(2)　早期発見
(3)　早期対応
(4)　いじめに対する教職員研修の充実
(5)　組織的な指導体制の確立
(6)　家庭や地域との連携の強化

第４章　重大事態への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
１　教育委員会又は学校による調査及び報告並びに措置
(1)　重大事態の意味
(2)　重大事態の報告
(3)　調査の趣旨及び調査主体
(4)　調査を行うための組織
(5)　事実関係を明確にするための調査の実施
(6)　その他留意事項
(7)　調査結果の提供及び報告
２　調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置
(1)　再調査
(2)　再調査を行う機関の設置
(3)　再調査の結果を踏まえた措置等

第５章　その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項・・・・・・・・・24
１　市基本方針の見直し
２　市立学校の学校基本方針策定状況の公表

巻末資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25

霧島市いじめ防止基本方針の改定にあたって

いじめはこれまでも国や地方自治体、各学校においていじめの未然防止・早期発見・早期対応等の様々な対策が行われているが、未だいじめを背景とした児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生している。

霧島市では、県のいじめ防止に関する基本認識「１件でも多く発見し、それらを解消する」を受けて、５つの基本認識（「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こり得る。ネット上のいじめなどで、ますます見えにくくなっている。まだ気付いていないいじめがある。いじめを１件でも多く察知・発見し、１件でも多く解決する。いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。」）を基本的な考え方として、いじめの防止等に努めている。平成２５年４月に「霧島市いじめ問題対策相談室」を設置し、いじめの防止、早期発見およびいじめへの対処を学校と連携して行い、成果をあげてきた。また、これまで市内全小・中・高校生に配付してきた「ストップ！いじめカード」に２９年度からメールでも相談できるいじめ相談専用アドレスを開設し、カードに明記して、２４時間体制で相談できるように改善している。

こうした中、いじめ防止対策推進法が平成２５年９月に施行されてから３年が経過し、平成２９年３月には文部科学省において「いじめ防止等のための基本的な方針」が改定された。鹿児島県においても、平成２６年３月に策定された基本方針が見直され、平成２９年１０月に「鹿児島県いじめ防止基本方針」が改定された。これに伴い、いじめの定義が追記され、より迅速で組織的な初期対応が求められることとなった。

本市の今回の改定は、こうした国と県の基本方針の改定を受けて、本市におけるこれまでの取組を踏まえ、いじめの定義やいじめの重大事態とは何かについて明確にし、いじめの防止等のための対策をより実効性の高いものにする観点から行うものである。この基本方針や各学校における基本方針を踏まえ、学校・保護者・外部機関・地域等と教育委員会が密に連携するとともに、児童生徒自らが安心・安全な集団生活を大切にし、いじめを絶対に許されないことを自覚させ、いじめの未然防止・早期発見・早期解決を一層推進していきたい。

平成２９年１０月　霧島市

霧島市いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

このいじめの問題への対応は、本市における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することや保護者、地域、関係機関と連携して取り組むことが必要である。

本市では、いじめの認知数が高い状況にあり、新たないじめも発生している。全国では、いじめに起因する重大事態も発生している。

加えて、大人社会においてもパワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、虐待などといった社会問題も、現実的には起こっている。いじめの問題への対応力は、地域の教育力と学校文化の成熟度の指標でもあり、私たち大人の振る舞いや人間性が、子どもたちの人格形成に大きな影響を与えることを自覚しなければならない。

いじめの問題は、児童生徒にまず保証すべき「安全・安心な学校」に係る問題であり、いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、私たち大人一人一人が、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

霧島市いじめ防止基本方針（以下「市基本方針」という。）は、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、国・県・市・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）及び国のいじめ防止基本方針（以下「国の基本方針」という。）、鹿児島県いじめ防止基本方針（以下「県基本方針」という。）に基づき、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

平成２６年３月　霧島市

第1章　いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

いじめ問題に関する調査が、平成２４年度文部科学省、平成２５年度鹿児島県教育委員会において実施された。これらの調査において、霧島市では「いじめを１件でも多く発見し、１件でも多く解決すること」を目指して、軽微と思われることも把握するといった、これまで以上に踏み込んだ調査として実施し、多くのいじめ事案を把握するに至った。

「市基本方針」を策定するに当たって、この現状を真摯に受け止め、霧島市の実態に応じた、いじめ防止等のための対策を講じていくこととしながら、基本的な考え方や方向性については、「法」を踏まえるとともに、「国の基本方針」「県基本方針」を十分参酌していく必要があると考えた。

このようなことから、特に「第１章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項」については、「法」「国の基本方針」「県基本方針」に基づき、次のように定めることとした。

１　いじめの防止等の対策に関する基本理念

(1) いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることに鑑み、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

(2) いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが許されない行為であること、児童生徒の心身に深刻な影響を与えること及びその他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めることを旨として行われなければならない。

(3) いじめの防止等のための対策は、教育活動全体を通じて、いじめを許さないという一人一人の心と、集団としての問題解決ができる力を育てることを大切にして行われなければならない。

(4) いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

２　いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」（平成２５年法律第７１号）以下同じ
（定義）
第２条　この法律において、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
２　この法律において、「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
３　この法律において、「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
４　この法律において、「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かの判断をするに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解

釈されることのないよう努めることが必要である。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、被害を受けた児童生徒本人が心身の苦痛を感じるにいたっていない場合についても加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、学校が「いじめ」という言葉を使わず指導するなどその全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らないことにも留意することが必要である。ただし、厳しい指導を要しない場合であっても、法が定義するいじめに該当する場合には、事案を直ちに学校いじめ対策組織へ情報共有しなければならない。

【具体的ないじめの態様（例）】

○　冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 不快に感じるあだなをつけられ、しつこく言われる。
- 容姿や言動について、不快なことを言われる。
- 「消えろ」「死ね」などと存在を否定される。

○　仲間はずれや集団による無視をされる。
- 遊びや活動の際、集団の中に入れない。
- わざと会話をしない。
- 席を離す、避けるように通る。

○　ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ぶつかるように通行する、通行中に足をかけられる。
- 遊びと称して、よく技をかけれらたり、叩かれたりする。
- 叩かれたり、蹴られたりすることが繰り返される。

○　金品をたかられる。
- 脅されてお金や品物を要求される。
- 筆記用具を何度も貸しているが返却されない。

○　金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- くつを隠される。
- 持ち物を取られ、傷をつけられる、ゴミ箱に捨てられる。

○　嫌なことを恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- 机や壁に誹謗中傷を書かれる。
- 人前で衣服を脱がされる。
- 脅されて万引き等をさせられる。

○　パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ブログや掲示板に誹謗中傷や事実と異なることを書かれたり、個人情報や恥ずかしい写真を掲載されたりする。
- いたずらや脅しのメールを送られる。
- ＳＮＳのグループからわざと外される。

3　いじめの防止等に関する基本的な考え方

（いじめの禁止）
第４条　児童等は、いじめを行ってはならない。
（地方公共団体の責務）
第６条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
（学校の設置者の責務）
第７条　学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。
（学校及び学校の教職員の責務）
第８条　学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。
（保護者の責務等）
第９条　保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
２　保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。
３　保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
４　第1項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前３項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

霧島市（以下「市」という。）は、次の基本認識に立ち、いじめの防止等に努めていく。

【市のいじめ防止等に関する基本認識】
「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こり得る。」
「ネット上のいじめなどで、ますます見えにくくなっている。」
「まだ気付いていないいじめがある。」
「いじめを一件でも多く察知・発見し、一件でも多く解決する。」
「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。」

学校においても、これらの基本認識を踏まえた上で、**「いじめは決して許さない。」「いじめを繰り返さない。」**という毅然とした対応を取っていくようにする。
そして、市、学校、保護者、地域等がその責任と役割を自覚し、連携していじめのない社会の実現に向けて取り組んで行く。

(1) いじめの防止

（学校におけるいじめの防止）
第15条　学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2　学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要である。そして、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。そのためには、道徳科の授業や、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動や校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、相談箱を置くなどして子供同士で悩みを聞き合う活動等、子供自身の主体的な活動として推進することが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点や児童生徒を取り巻く環境等にも着目し、関係機関との連携の中で解決する観点が必要である。加えて、いじめを生まない、解決できる学級・学校づくりを目指し、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。このことは、「つらいことがつらいと言える」人間関係づくり、「分からないことをが分からないと言える」授業づくり、「自分の居場所があり思ったことを素直に言える」環境づくりといった人権尊重の視点に立った学校づくりと通ずるものである。

なお、学校として特に配慮が必要な以下の児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行うことが必要である。

○　発達障害を含む、障害のある児童生徒
○　海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒
○　性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒
○　東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒

(2)　いじめの早期発見

（いじめの早期発見の措置）
第16条　学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。
2　国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。
3　学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

4　学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処が前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。そして、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめを認知する際の留意点として、例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。この場合、微かなサインに気付くための「学校たのしぃーと」や「ＳＮＳチェックシート」の質問紙を活用するなど、児童生徒の心身の状態や校友関係の状況等を多面的に把握してアセスメントを行うことも有効である。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第２２条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

いじめの早期発見のため、学校や霧島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次の取組を行う。

○　定期的なアンケート調査　　○　教育相談の実施
○　電話・メール相談窓口等の周知　　○　いじめを訴えやすい体制の整備

(3)　いじめへの対処

（いじめに対する措置）

第23条　学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2　学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3　学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4　学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5　学校は、当該学校の教職員が第３項の規定による支援又は指導若しくは助言を行

うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6　学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し適切に、援助を求めなければならない。

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。これに関連して、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第２３条第１項の規定に違反し得るという認識をもたなければならない。

また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。本市教育委員会は、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、地域の実情に応じ､就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討していく。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

これらについては、学校での適切な指導・支援や被害者の意向への配慮の下、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要である。

「いじめ解消」定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。「いじめ」が「解消している」状態とは、少なくても次の２つの要件が満たされている必要がある。

①　いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットトラブルも含む。）が止んでいる状態が少なくとも３ヶ月の期間継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合には、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害児童生徒・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②　被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

また、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

(4) 教職員の資質の向上

学校におけるいじめ問題の解決のためには、一人一人の教職員の力量に期するところが極めて大きい。そのため、教職員がいじめの問題や「見つめる」「思いをめぐらす」「向き合う」といった子供に関わるための基本的な姿勢について正しい共通認識を持ち、適切な対処が行われるためには、教員研修等を通して、いじめ問題への対処の在り方について、理解を深めておくことが必要である。また、特定の教員のみで対応するのではなく、学校における組織的な対　　応を可能とするような体制整備が必要である。

いじめを生まない、解決できる学級・学校づくりに向けては、教師一人一人の授業力や学級経営力の向上が必要であり、いじめの未然防止のために、いじめ問題に関する各種研修(複数回）の機会の充実に努め、教師の気付く力を高めることが必要である。また、教職員がいじめ問題に関して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用して、教職員のカウンセリング能力等の向上を推進することが大切である。

なお、体罰は、法律上も禁止されている上、暴力を容認するものであり、児童生徒の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの遠因となるものであることから、教職員研修等により体罰禁止の徹底を図る。

(5) 地域や家庭、関係機関との連携

（関係機関との連携等）

第17条　国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すためには、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。

また、いじめの早期発見のため、家庭生活における小さな変化を把握することや、いじめを行った児童生徒に対して根気強く毅然とした指導を継続して行っていくためには保護者の理解・協力が不可欠であり、そのための十分な連携が求められる。

いじめの問題への対応においては、例えば、学校においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、福祉関係者、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要である。そのため、平素から、学校や市と関係機関の担当者の窓口交換や情報共有体制を構築しておくことが必要である。

また、教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童生徒・保護者へ適切に周知したりするなど、連携した取組を行うことが必要である。

【連携の例】
○　ＰＴＡや地域の関係団体等と学校関係者といじめの問題についての協議
○　警察や児童相談所、福祉課等との連携

第２章　いじめの防止等のために霧島市が実施する施策

1　霧島市青少年問題協議会の活用

（いじめ問題対策連絡協議会）
第14条　地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。
2　都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

「霧島市青少年問題協議会設置条例」（平成17年11月7日　条例第34号）
第1条　地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条及びいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第14条第1項の規定に基づき、霧島市青少年問題協議会を設置する。

市は、法第14条第１項に基づき、いじめの防止等に関する関係　機関の連携を強化し、青少年の育成及びいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果　的に推進するため、「霧島市青少年問題協議会」を活用する。

2　霧島市いじめ問題対策委員会の設置

第14条
3　前２項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。
（学校の設置者又は設置する学校による対処）
第28条　学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
(1)　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
(2)　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

教育委員会は、法第１４条第３項及び第２８条第１項に基づき、霧島市青少年問題協議会との円滑な連携の下に、学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うとともに、重大事態の調査等のための機関を教育委員会に設置する。
この機関は、専門的な知識及び経験を有する者等であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）をもって構成し、その公平性・中立性を確保する。

3　霧島市いじめ問題対策支援室の設置

教育委員会は、いじめ問題に迅速かつ適切に対応するために、専門の相談員を１名配置した「霧島市いじめ問題対策支援室」を設置し、相談者への助言や学校への指導、関係機関との連携等を積極的に行い、問題の解決を図る。

4　教育委員会として実施する施策

(1)　いじめの未然防止のための措置

児童生徒の豊かな情操と道徳心や人権尊重の精神を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うために、道徳教育、人権教育及び体験活動等の充実を図る。また、児童生徒が学級等への所属感や学校生活における達成感や充実感、自己肯定感を味わうための必要な措置を講ずる。

(2)　いじめの早期発見・早期解決のための措置

「いじめを１件でも多く察知・発見し、１件でも多く解決する。」という考えの下、全ての児童生徒を対象にアンケート等を実施するなどして、軽微と思われることでも積極的に把握する。また、児童生徒の心身の状態や交友関係など内面を把握して適切なアセスメントができるように、学校におけるアンケート調査や県総合教育センターが開発した「学校楽しぃーと」、「ＳＮＳチェックシート」等を活用し、学校における取組状況を把握する。学校がいじめを認知した場合は、該当児童生徒の調査及び指導状況に関する情報を学校と教育委員会が共有し、個々のいじめの状況を的確に把握する。学校の対応状況については、継続観察し必要に応じた指導を行う。また、いじめの初期段階から適切で速やかかつ丁寧に対応するよう、指導・助言を行う。場合によっては、協働し問題の解決に当たる。

また、いじめによる不登校や登校渋りも考えられることから、「１日休んだら電話、２日休んだら家庭訪問、３日休んだら複数での家庭訪問。」を本市小中学校共通実践事項として推進する。さらに欠席した場合や長期休業中の安否確認を継続し、安否確認ができるまで学校と市教委・関係機関との連携をする。

(3)　いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備と周知

児童生徒や保護者及び教職員が、いじめに関する通報及び相談を行うことができる「霧島市いじめ問題対策支援室」や「ストップ！いじめ」専用メールアドレス・電話等を整備するとともに、全児童生徒に「ストップ！いじめ」カードを配布し、これらについて市民に周知する。また、「霧島市いじめ問題対策支援室」と「霧島市青少年育成センター」及び「国分教育支援センター」「隼人教育支援センター」との連携を密にする。さらに、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・大学教授等の専門家や県教育委員会職員等の積極的な活用を図る。

(4)　いじめに関する教職員研修の充実

教職員研修の実施、校内研修への指導主事等の派遣を行い、未然防止、適切な対応及び保護者との連携等に関する研修を行い、いじめに対する教職員の指導力の向上を図る。

(5)　ネットいじめ対策

児童生徒に対するネットいじめについての指導の充実に向けて、学校への支援を行うとともに、保護者を対象とした啓発活動を行う。また、県教育委員会と連携を図り、問題のある書き込みや画像等の検索･監視等を行っていく。

ネットトラブルやＳＮＳ利用に詳しい大学生等を活用し、教員と共に行う授業の実施を推進する。

(6)　関係機関との連携

関係機関、学校、家庭、地域及び各種団体等との連携体制を構築し、早期発見・早期対応を図る。また、学校相互間の連携協力体制の充実を図る。

(7)　保護者の責務等を踏まえた啓発活動や家庭への支援

保護者への啓発資料を配付するとともに、それらを校内や市内公共施設等にも掲示する。また、スクールソーシャルワーカー、霧島市いじめ問題対策支援室相談員、霧島市青少年育成センター指導員、国分・隼人教育支援センター指導員等の活用を推進する。

(8)　出席停止及び校区外通学等の手続き

出席停止及び校区外通学（就学校の指定の変更、区域外就学）等の手続きに関し必要な事項を教育委員会規則で定め、学校や保護者へ周知を図る。また、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒の就学校の指定の変更や区域外就学等、いじめられた児童生徒の支援のための弾力的な対応を検討する。

(9)　学校評価・教員評価への指導

学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し､評価結果を踏まえてその改善に取り組むよう、必要な指導・助言を行う。

教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際、問題を隠さず迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等ができたことを評価するよう、学校に対する必要な指導を行う。

学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり・早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう、各学校に対して必要な指導・助言を行う。

(10)　スポーツ少年団や社会教育団体におけるいじめの防止等

各種団体の指導者等の会合において、いじめの防止等についての指導が行われるよう働きかける。「霧島市いじめ問題対策支援室」をはじめとした関係機関に対して相談等があった場合には、当事者の同意の下、関係団体に対して情報提供を行い、解決を図るように働きかける。

(11)　その他の措置

市は、いじめ防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置、その他の人的体制の整備等の必要な措置を講ずるよう努める。

第３章　いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

１　学校いじめ防止基本方針の策定

（学校いじめ防止基本方針）
第13条　学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(1)　学校いじめ基本方針策定の趣旨

学校は、国の基本方針、県基本方針、市基本方針を参考にして、自らの学校としてどのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容を、学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）として定める。

(2)　学校基本方針の内容

学校基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修など、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処等、いじめの防止全体に係る内容を定める。そして、これらについての具体的な取組を盛り込むとともに、これらに関する年間を通した取組計画を定める。

(3) 学校基本方針策定上の留意事項

学校基本方針を策定するに当たっては、次のことに留意する。

ア　家庭や地域等の実態に配慮しつつ、方針を検討する段階から保護者や地域住民が参画できるようにし、地域を巻き込んだ学校基本方針となるようにし、学校基本方針策定後、学校の取組を円滑に進めていくことができるよう配慮する。
イ　児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れる等、児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるように留意する。
ウ　より実効性の高い取組を実施するため、学校基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかを既存の生徒指導部会等で確認したり、法第２２条の組織を中心に点検したりし、必要に応じて見直す、というＰＤＣＡサイクルを学校いじめ防止基本方針に盛り込んでおく必要がある。
エ　策定した学校基本方針については、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒や保護者に示すとともに、学校のホームページで公開するなどの工夫を行う。

(4) 学校いじめ防止基本方針の様式例

○○学校いじめ防止基本方針(改定版様式例)

霧島市立○○学校

法令等	学校教育目標	市のいじめ防止等に関する基本認識
○「いじめ防止対策推進法」(平成25年9月) ○「いじめ防止等のための基本的な方針」(平成25年10月) ○「鹿児島県いじめ防止基本方針」(平成26年3月) ○「霧島市いじめ防止基本方針」(平成26年3月) →各学校で「○○学校いじめ防止基本方針」を策定 ○「いじめ防止等のための基本的な方針」の改訂(平成29年3月) ○「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月) ○「鹿児島県いじめ防止基本方針」の改定(平成29年10月)	いじめ問題への学校の目標	○いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こり得る。 ○ネット上のいじめなどで、ますます見えにくくなっている。 ○まだ気付いていないいじめがある。 ○いじめを一件でも多く察知・発見し、一件でも多く解決する。 ○いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない

【○○学校いじめ対策委員会】 (名称は学校の判断)

〈内容〉・ 年間を通した取組等について検討

・ 年間の活動を検証し、次年度への計画の作成

1 日常的な関係者の会【校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、養護教諭】(月１回以上)

2 事案に応じ、その他必要に応じた関係者を加えた会【１に加え、担任、部活動顧問】

3 地域の関係者、第三者を加えた会【１に加え、学校評議員、民生委員、自治会長、PTA 役員】(学期１回)

4 専門家等を加えた会【3のうち1回は、スクールカウンセラー・いじめ相談員等を加える】

〈構成〉 管理職、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、その他必要に応じた関係者及び外部専門家

ＰＴＡとの連携	学校の取組	市教委との連携
○ 学級ＰＴＡ、学年ＰＴＡ、ＰＴＡ総会の活用 ・ 学校基本方針の説明 (入学時、各年度の開始時) ○ 学校ホームページで学校基本方針の公開等	**○ 未然防止** ・ 道徳教育の充実 ・ 児童会・生徒会によるいじめ防止活動 ・ 体験活動を活用した人間関係づくり **○ 早期発見** ・ 無記名アンケートの実施(学期1回以上) ・ 個別相談、教育相談等 **○ 対応** ・ 被害者、加害者への適切なケア及び指導 ・ スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の活用	○ 指導主事の派遣及び助言 ○ いじめ問題対応チームの派遣及び助言 ○ 研修等への講師派遣 **関係機関との連携** ○ 警察 ○ 児童相談所 ○ 市町村の福祉部局 等

【年間計画】

	児童生徒関係	職員関係	検証関係
取組の例	・いじめ問題を考える週間 ・「学校楽しぃーと」や「ＳＮＳチェックシート」等のアセスメントの活用 ・アンケート調査 ・教育相談 ・携帯・ネット利用実態調査 ・情報モラルについての指導(学年・全体集会、講話) ・児童生徒会活動(いじめ防止標語募集等) 等	・職員の意識調査 ・校内研修(事例研究) ・外部講師を招聘しての研修会や講演等 ・定期的な生徒指導部会 等	・年間の活動計画の検討 ・学期の取組の総括及び次学期に向けての取組確認 ・学校基本方針 ・年間の総括及び次年度に向けての取組確認 ・各アンケート分析 (児童生徒の卒業まで保管) ・教育相談のまとめ 等
4月			
5月			
6月			

2　学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

（学校におけるいじめ防止等の対策のための組織）
第22条　学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(1)　組織の設置

学校は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的かつ組織的な対応を行うための中核となる常設の組織を以下を参考に設置する。

ア　既存の組織（生徒指導部会等）を中核としつつ、学校の実情に応じて、事案の関係者をメンバーに加えたり、学校外からの意見を取り入れるために第三者を加えたりする。

イ　必要に応じて、県・市相談員等を加えることできるようにする。ただし、スクールカウンセラー、かけはし相談員については、配置校においてのみ加えることができる。

(2)　組織の役割

この組織の役割は、具体的には、以下のようなものである。

○　学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の際に中核となる役割
○　いじめの相談・通報の窓口としての役割
○　いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
※　学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第２３条第１項の規定に違反し得るという認識をもたなければならない。なお、ささいな兆候や懸念にもあたらないと思われることであっても、児童生徒にとって重大な意味をもつ場合もあるので留意する。
○　いじめの疑いに係る情報があったときに緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割
○　学校いじめ防止基本方針に基づく取組を推進する役割
※　学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画を実践するとともに、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。また、当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行うことが必要である。（ＰＤＣＡサイクルの実行を含む。）

(3)　組織のイメージ

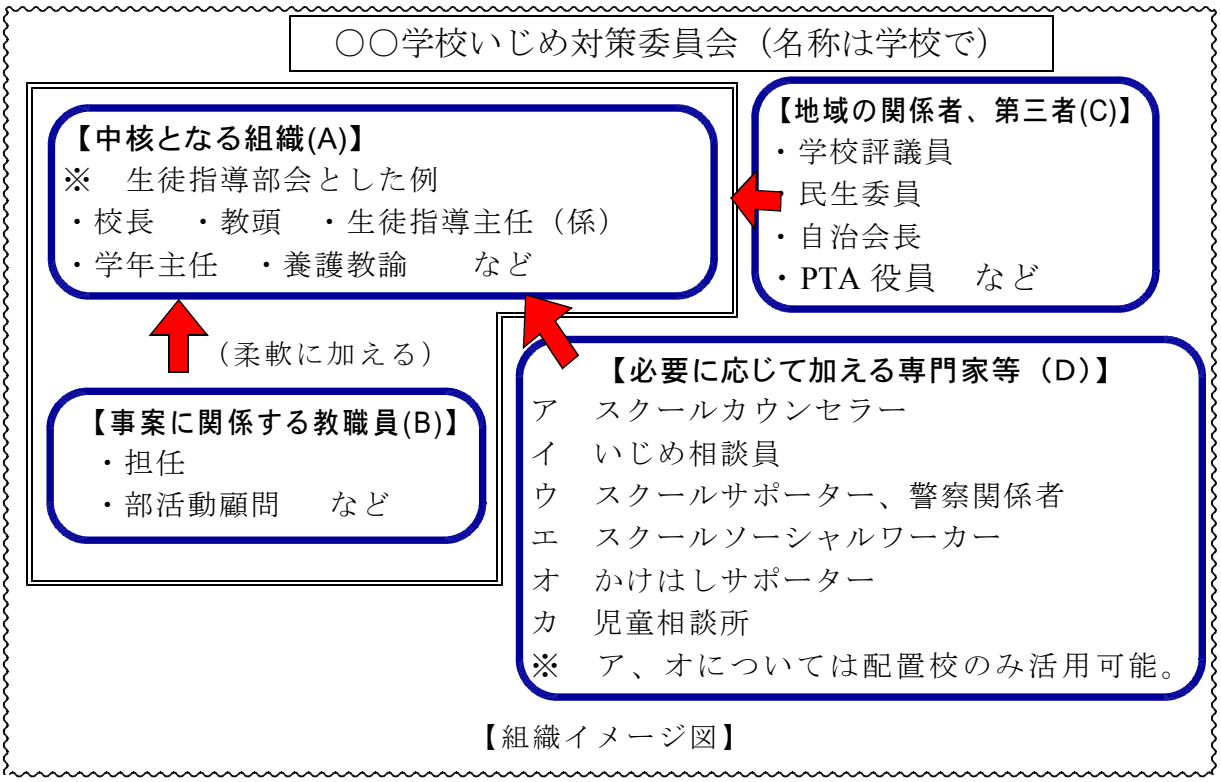

【組織イメージ図】

(4)　具体的な会のもち方

各学校において設置した組織において実際に協議等を実施する際は、次のような会のもち方で会合を開くことが考えられる。

1　日常的な関係者の会（組織イメージ図中Ａ）（月１回以上）
【校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、養護教諭】
2　事案に応じ、その他必要に応じた関係者を加えた会（組織イメージ図中Ａ＋Ｂ）
【アに加え、担任、部活動顧問】
3　地域の関係者、第三者を加えた会（組織イメージ図中Ａ＋Ｃ）（学期１回）
【アに加え、学校評議員、民生委員、自治会長、ＰＴＡ役員】
4　専門家等を加えた会（組織イメージ図中Ａ＋Ｂ＋Ｄ）（ウのうち１回以上）
【イに加え、スクールカウンセラー、いじめ相談員等】

3　学校におけるいじめの防止等に関する措置

(1)　いじめの防止

いじめはどの児童生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、学校はいじめの未然防止に向けて取り組むようにする。

いじめの未然防止の基本は、児童生徒の心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことである。加えて、児童生徒の集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる必要がある。

また、児童生徒自らがいじめを自分たちの問題として考えたり、主体的に話し合ったりするために、「いじめ問題を考える週間」を設定するほか、担任等がチェックリストを活用して、学級の様子を把握し、学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める手立てを講じる。

具体的な指導場面においては、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童

生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払う。(「いじめをするな」の教育から「○○しよう」の教育にするために「傍観するな」という指導ではなく、「いじめに遭遇したら、○○しよう」という具体的な行動を示した指導を推進する。)

(2) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

このため、日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つようにする。合わせて、学校は定期的なアンケート調査や「学校たのしぃーと」、「ＳＮＳチェックシート」等を活用した教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめや児童生徒の人間関係の実態把握に取り組む。

さらにインターネット上で行われるいじめに対しては、関係機関と連携し、早期発見、早期対応に努める。また、学校は情報モラル教育の推進による児童生徒の意識の向上及び保護者への啓発に努めるようにする。

(3) 早期対応

いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、特定の教職員で抱え込まず、他の業務に優先して、かつ、即日、速やかに学校いじめ対策組織に報告し、学校において組織的に対応する。特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法の規定に違反し得ることを認識する。

被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。被害児童生徒に対しては事実関係や心情等を聴取し、児童生徒の状態に合わせた継続的なケアを行う。加害児童生徒に対しては、事実関係や心情等を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を行うことが必要である。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

なお、「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為にあたると認められる場合や、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、被害児童生徒を守るようにする。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、被害者の意向にも配慮した上で、警察と連携して対応していく。

(4) いじめに対する教職員研修の充実

諸資料（「いじめ対策必携」：鹿児島県教育委員会、「いじめ対策リーフレット」：霧島市教育委員会等）を活用した研修を実施する等、いじめ問題に関する指導上の留意点等について、年に複数回の校内研修を位置づけ、教職員間の共通理解を図り、その観察力や対応力の向上に努める。

(5) 組織的な指導体制の確立

いじめの問題に対する学校の指導体制が機能するためには、校長のリーダーシップの下、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を中心に、学校全体で組織的、継続的な取組を行うことができるようにする。

(6) 家庭や地域との連携の強化

いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うようにする。(必要に応じ、被害児童生徒の心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）等のいじめによる後遺症へのケアを実施する。)また、いじめを受けた児童生徒の保護者といじめを行った児童生徒の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するようにする。

(7) 学校評価・教員評価における留意事項

学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底する。

学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的かつ必要に応じたアンケートの実施、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけるようにする。

また、教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっても、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題の共有化、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を観点として評価するようにする。

第４章　重大事態への対処

1　教育委員会又は学校による調査及び報告並びに措置

（学校の設置者又は設置する学校による対処）
第28条　学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
（1）　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
（2）　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
２　学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
３　第１項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。
（公立の学校に係る対処）
第30条　地方公共団体が設置する学校は、第28条第１項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

(1)　重大事態の意味と事態例

○　生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

〈重大事態と扱われた事例〉（これらを下回る程度の被害であっても、総合的に断し重大事態と捉える場合があることに留意する。）
- 軽傷ですんだものの、自殺を企図した。
- 殴られて歯が折れた。
- 嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
- 複数の生徒から金銭を要求され、総額１万円を渡した。
- わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。

○　相当期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
- 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も学校の設置者又は学校の判断で重大事態と認識する。

○　その他の場合
- 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合

（その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえて報告・調査等にあたる。）

学校又は教育委員会は、以上の重大事態の意味をふまえ、個々のケースを十分把握した上で重大事態かどうかを判断し、報告・調査等に当たる。なお、重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識する必要がある。

児童生徒や保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

学校においては、児童生徒に対して、人の命の尊さ等についての指導を行ったり、必要に応じて精神的な面でのケアを行ったりする。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を市長に報告する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体

法第２８条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかを判断する。

教育委員会が主体となって行う場合は、次のとおりとする。

- 学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと思われる場合
- 学校の教育活動に支障が生じる恐れがあるような場合

学校が調査主体となる場合、法第２８条第３項に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、人的措置等の適切な支援を行う。

(4) 調査を行うための組織

教育委員会又は学校はその事案が重大事態であると判断したときには、学校が組織した「いじめ防止等の対策のための組織」または教育委員会が設置する機関において調査を行う。

構成員の中に、調査対象となるいじめ事案の関係者との直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいた場合、その者を除き、新たに適切な専門家を加えるなど公平性・中立性を確保する。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、

- いつ（いつ頃から）
- 誰から行われ
- どのような態様であったか
- いじめを生んだ背景事情
- 児童生徒の人間関係にどのような問題があったか
- 学校・教職員がどのように対応したか

などの事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とす

るものでないことは言うまでもなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るものである。

ア　いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聴き取り、その意向を確認しながら、必要な対応を行う。加えて、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめられた児童生徒や情報提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。調査による事実関係の確認をするとともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活への復帰の支援や学習支援等をすることが必要である。これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、教育委員会がより積極的に指導・支援したり、関係機関とも適切に連携したりして、対応に当たる。

イ　いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

【自殺の背景調査における留意事項】

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第２８条第１項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意の上、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成２６年７月）、「子供の自殺が起きたときの緊急対応の手引き」（平成２２年３月）を参考とするものとする。

○　遺族の要望・意見を十分に聴取する。なお、児童生徒の自殺に直面した遺族の心情は、時間の経過とともに揺れ動くことも多いため、定期的なかかわりの中で、心情の変化にもしっかりと寄り添う必要がある。
○　在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
○　死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
○　詳しい調査を行うに当たり、教育委員会又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておく。
○　調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有する者ではない者で構成し、当該調査の公平性

中立性を確保するよう努める。
○　背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
○　客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
○　学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。
○　情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。
○　亡くなった児童生徒の尊厳の保持や子どもの自殺は連鎖の可能性があることなどを踏まえ、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

(6)　その他留意事項

法第２３条第２項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合、それのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第２８条第１項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第２３条第２項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、法第２３条第２項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。

事案の重大性を踏まえ、教育委員会は、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒の就学校の指定の変更や区域外就学等、いじめられた児童生徒の支援のための弾力的な対応を検討する。

また、重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合も考えられる。教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

(7)　調査結果の提供及び報告

ア　いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供の責任

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

これらの情報の提供に当たっては、教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

イ　調査結果の報告

調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。

上記アの説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を報告書に添付する。

ウ　調査結果を踏まえた対応

被害児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、当該児童生徒の状況に応じた継続的なケアを行う。また、被害児童生徒が不登校になっている場合は学校生活への復帰に向けた支援を行う必要がある。その際、必要に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家を活用する。

加害児童生徒に対しては、保護者の協力を得つつ、個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる必要がある。

2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

（公立学校に係る対処）
第30条
2　前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第１項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
3　地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。
4　第２項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。
5　地方公共団体の長及び教育委員会は、第２項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(1)　再調査

上記１（７）－イの報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第２８条第１項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。再調査についても、教育委員会等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2)　再調査を行う機関の設置

再調査を実施する場合は、市長が専門的な知識を有する第三者を任命し組織する。委員は弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有する者ではない者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を図るよう努める。

(3)　再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、必要な措置を講ずる。

また、再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告する。内容については、個々の事案の内容に応じ適切に設定し、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。

第５章　その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

１　市基本方針の見直し

法の施行状況や国や県基本方針の変更等を勘案して、必要に応じて基本方針の見直しを検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

２　市立学校の学校基本方針策定状況の公表

市立学校における学校基本方針について、それぞれの策定状況を確認し、公表する。

巻末資料

【ストップ！いじめカード】